

令和 2 年 7 月 9 日

消費者安全法に基づく重大事故等以外の消費者事故等の事故情報データベース登録について

消費者安全法第12条第2項により消費者庁に通知のあった下記の消費者事故等の情報を、事故情報データベースに登録することとしましたので、お知らせします。

1. 事故情報(食中毒情報を除く。)

	事故発生日	製品名等	事故内容	発生都道府県
1	令和2年6月21日	照明器具	照明器具を使用中、破裂音がして発煙。	兵庫県
2	令和2年6月25日	バッテリー(電動アシスト自転車用)	バッテリー(電動アシスト自転車用)を充電中、発煙し、熔融。	大阪府
3	令和2年6月23日	ワイヤレススピーカー	商業施設において、ワイヤレススピーカーの底部分が熔融し、発煙。	滋賀県
4	令和2年6月8日	電動剪定機	電動剪定機を使用中にバッテリー付近から発煙。	長野県

2. リコール・自主回収情報

	製品名等	届出内容
1	普通乗用自動車(アウディ アウディ TT 2.0Tq 他)	普通乗用自動車(燃料装置)のリコール。(外-3051) 燃料タンクにおいて、製造公差の設定が不適切なため、燃料タンクと車体に取り付けられているブラケットとの隙間が狭いものがある。そのため、前方への衝突時に燃料タンクが当該ブラケットと接触し、燃料タンクが破損して、最悪の場合、燃料が漏れるおそれがある。
2	普通乗用自動車(アウディ アウディ A6 45Tq 他)	普通乗用自動車(電気装置)のリコール。(外-3052) スターターオルタネーターにおいて、製造公差の設定が不適切なため、ハウジングに隙間が生じているものがある。そのため、内部に水分が浸入し、スターターオルタネーター内の回路が短絡すると過熱して、最悪の場合、火災に至るおそれがある。
3	普通乗用自動車(BMW BMW 320i 他)	普通乗用自動車(操舵装置)のリコール。(外-3055) タイロッドにおいて、強度検討が不十分なため、耐久性が不足している。そのため、外気温が高い環境下や路面から受ける振動により破断し、最悪の場合、操舵できなくなるおそれがある。
4	普通乗用自動車(ニッサン セレナ 他)	普通乗用自動車(動力伝達装置)のリコール。(4770) 無段変速機(CVT)において、制御プログラムが不適切なため、変速機構であるスチールベルトに傷がつくものがあり、そのままの状態で使用を続けると、最悪の場合、スチールベルトが破損し走行不能に至るおそれがある。
5	普通乗用自動車(フォルクスワーゲン ティグアン TDI/110kW 他)	普通乗用自動車(燃料ホース)のリコール。(外-3053) 燃料ホースにおいて、材料配分が不適切なため、耐久性が不足しているものがある。そのため、燃料ホースが早期劣化し亀裂が生じて、最悪の場合、燃料が漏れるおそれがある。
6	普通乗用自動車(フォルクスワーゲン ティグアン 1.4/110kW)	普通乗用自動車(車体)のリコール。(外-3054) リヤスポイラーにおいて、接着作業指示が不適切なため、当該リヤスポイラーとテールゲートの接着力が不足しているものがある。そのため、車両振動等により接着面が剥がれ、最悪の場合、リヤスポイラーが脱落し、他の交通の妨げとなるおそれがある。

### 3. 食中毒情報

	事故発生日	原因施設・原因食品	病因物質	発生都道府県
1	令和2年6月11日	給食施設(6月10日の食事)	サルモネラ属菌	群馬県
2	令和2年6月23日	飲食店(6月22日の食事)	カンピロバクター	大阪府
3	令和2年6月29日	販売店(6月29日に販売された食品)	アニサキス	滋賀県
4	令和2年6月14日	飲食店(6月12日の食事)	カンピロバクター	東京都
5	令和2年6月15日	飲食店(6月14日の食事)	カンピロバクター	沖縄県
6	令和2年6月	給食施設(6月26日の食事)	病原大腸菌	埼玉県
7	令和2年6月21日	飲食店(6月19日及び20日の食事)	カンピロバクター	愛知県
8	令和2年6月28日	給食施設(6月28日の食事)	ウエルシュ菌	群馬県

### 4. 留意事項

これらは、消費者安全法の規定に基づく通知内容の概要であり、消費者庁として事故原因等を確定したものではありません。

「2. リコール・自主回収情報」の届出内容欄のリコール情報等における()内の数字は、リコール届出番号、改善対策届出番号です。消費者安全調査委員会(消費者庁)に申出のあった事故情報については、右端に※印を記載しています。

上記情報は、登録後、事故情報データベース(URL: <http://www.jikojoho.go.jp>)で「消費者事故等(2020年7月9日公表分)」をフリーワードに入力すると検索可能になります。

本件に対する問合せ  
消費者庁消費者安全課 照井、西口  
TEL : 03(3507)9263 FAX : 03(3507)9290